

平成28年度高知県児童福祉施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童福祉施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する児童福祉施設等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、児童福祉施設等利用者の福祉の向上を図ることを目的として、その予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 前条の「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、同条第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設
	児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童厚生施設 母子生活支援施設 児童家庭支援センター	

2 前条の「施設整備」とは、次の表に定める整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
防犯対策強化に係る整備	平成28年12月16日雇児発1216第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により、同表の第3欄に定める設置者が設置する施設を整備するための事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず年度をまたがるときには、当該年度の

国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者
児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項	社会福祉法人等
児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	社会福祉法人等
小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	社会福祉法人等

(補助の対象としない費用)

第5条 補助金の対象となる施設整備費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化整備事業における防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として知事が適当でないと認めた費用

(補助金の交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は別表第1の第2欄より算出した額に、同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者(補助事業を行うものをいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供

を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (8) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人 J K A 及び公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
 - (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - ア 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - イ 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。
 - ウ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。
 - エ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。
 - オ 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- 2 知事は、補助事業者が前項各号に掲げる条件のいずれかに違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、正副2部に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更申請を行う場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(指令前着手の届出)

第9条の2 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第3号様式による指令前着手届を第8条第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第4号様式により当該工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について毎年度12月末日現在の状況を、別記第5号様式により1月10日までに知事に報告しなければならない。

(概算払)

第12条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認められた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者が前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による請求書によらなければならない。

(実績報告等)

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとし、補助事業の完了の日から30日を経過した日(第7条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により実績報告をした後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならないこととし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。この場合において、知事に報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(繰越承認の申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度内終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第4号、第5号、第9号及び第10号、第10条、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱において「児童心理治療施設」とあるのは、平成29年3月31日までの間、「情緒障害児短期治療施設」と読み替えるものとする。

別表第1 (第6条関係)

算 定 基 準

1 種目	2 補助対象限度額	3 対象経費	4 補助率
<p>本体 工事費</p>	<p>児童福祉施設等における防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の額 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築担当課等）の見積もり (2) 工事請負業者2社の見積もりを比較して、低い方の見積もり</p> <p>* ただし、見積もり額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の額と1,800,000円を比較して、いずれか少ない方の額 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築担当課等）の見積もり (2) 工事請負業者2社の見積もりを比較して低い方の見積もり</p> <p>* ただし、見積もり額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担費及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>3 / 4</p>

別表第2（第7条、第9条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。